

令和6年度春に修士段階に入学した方へ

貸与奨学金の
新制度

「授業料後払い」制度が始まります！

- 奨学金を直接学校に振り込んで授業料に充てることができ、これとは別に生活費として奨学金を毎月受け取れる新たな制度です。
- 授業料の支援は学校に直接振り込まれるため、支払いのためにまとまった資金を用意する負担が減少します。
- 貸与終了後、返還が必要です(無利子)。

①授業料相当額の
貸与奨学金を
JASSOから
大学に振込



(授業料相当額①が
不足する場合は
学生からも納付)

②毎月、生活費奨学金を振込(希望者のみ)

③貸与終了後、所得に応じた月額で返還



JASSO

あなた

授業料の支援額

国公立：最大535,800円、私立：最大776,000円（年間）

生活費の支援額

月額2万円、4万円から選択（受けないことも可）

貸与終了後の
返還方法

所得に応じて返還額を決定(年収が300万円程度になるまでは2,000円)
返還者本人に子がいると、返還月額が減額
保証制度は機関保証のみ(人的保証は選択不可)
「特に優れた業績による返還免除制度」の利用可
(ただし、令和6年度春入学者は返還免除内定制度適用不可)

令和6年度から募集を開始します

対象者

令和6年度春に修士段階に入学した方のうち、
・学部等時代に修学支援新制度(機構の給付奨学金と授業料等減免による制度)を利用して、かつ、
・学部等を卒業後、就労等を伴わずに入学した方
対象になるか等、手続きの流れは在籍の大学院にご確認ください。

募集時期

令和6年9～10月頃に、学校を通じて募集します。
採用後は4月まで遡って支援され、最速で11月に振込開始します。
ただし、先に学校に納付済みの授業料相当額は支援されません。

利用検討の際の
注意点

・令和6年度春入学者向けの募集は、上記時期の1回のみです。
・「第一種奨学金」を利用した場合は本制度を利用できません。
※このため、予約採用で「第一種奨学金」の採用候補者になった方で同奨学金の進学届を提出した方や、令和6年春の在学採用で「第一種奨学金」に採用された方は、本制度を利用できなくなります。